

福岡県公報

平成25年4月16日
第3488号

目次

告示(第650号-第661号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) …………… 1
- 土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定 (農村森林整備課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 5
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 6
- 地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 (労働政策課) …………… 9
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 9

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………10
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………11
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………13
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………13
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………14
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………14
- 政治団体の平成21年分、平成22年分及び平成23年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) ……………15

海区漁業調整委員会

- 共同漁業及び区画漁業の漁場計画にかかる公聴会の開催 (漁業管理課) ……………17

告示

福岡県告示第650号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区 大字弘 〃	今 泉 準 治	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業
	今 泉 健 壹	旧弘漁業協同組合の地区 (弘加入区)	
福岡市東区 大字弘 〃	今 泉 寿 市	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型一般漁業
	今 泉 長次郎	旧弘漁業協同組合の地区 (弘加入区)	

宗像市大島 〃	宮本武蔵 福崎正治	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	小型一般漁業
宗像市大島 〃	豊福敏博 (株)春日丸水産	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	一般まき網漁業

福岡県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成25年3月29日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
三井郡床島堰土地改良区	土地改良（維持管理）事業変更計画書及び定款の写し	平成25年4月16日から 平成25年5月17日まで	久留米市役所 小郡市役所 大刀洗町役場

福岡県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ川崎店

(2) 所在地 福岡県田川郡川崎町池尻1313番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第653号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宇美店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字仲ノ坪525番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第654号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字三池字竹原427番1、427番18、434番及び434番2、大字白川字上園574番1及び581番2並びに大字草木字栗後581番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第655号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字内畑459番14及び461番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市福童459番地
辻 一良

福岡県告示第656号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代5月号	雑誌15277-05	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント5月号	雑誌05267-5	株式会社竹書房	

福岡県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	金田夏吉線 伊田	前	田川市大字夏吉304番1先から 田川市大字伊田3859番1先まで	9.0 ～ 33.4	167.5
			後	田川市大字夏吉304番1先から 田川市大字伊田3859番1先まで	6.0 ～ 33.4	167.5

福岡県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年4月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金田夏吉線 伊田	田川市大字夏吉304番1先から 田川市大字伊田3859番1先まで

福岡県告示第659号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年3月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たすけ愛京築

(2) 代表者の氏名

阿部 登志彦

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市大字下稗田1368番地の28

(4) 定款に記載された目的

本会は、光、愛、命の共同体社会を願うを基本とし、受け手にも担い手にもなる会員制の組織で、自己研修とサポート活動を通じて、あなたがあなたらしく、わたしがわたしらしく暮らせるこころ豊かな新しい町づくりに寄与し、活力ある長寿社会の建設に協力することを目的とする。

福岡県告示第660号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人元気っ子未来塾

(2) 代表者の氏名

田籠 弘幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市松崎755番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小郡・三井地区の「小郡・三井少年の船」を中心とする青少年育成事業に対し、次の要領で支援を行い、「小郡・三井少年の船」等の青少年育成事業を円滑に継続していくことを目的とする。

(1)「小郡・三井少年の船」事業の推進に際し、関係各機関、地域行政機関、参加団員の家庭との協力関係の構築

(2)「小郡・三井少年の船」事業への資金補助

(3)「小郡・三井少年の船」の研修開催地との交流

(4)その他小郡・三井地区の「小郡・三井少年の船」等の青少年育成事業に必要な事業を行うこと

福岡県告示第661号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年3月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 すずらん会

(2) 代表者の氏名

福田 昭夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市徳前62番地の1

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、在宅で介護が必要な障害者、高齢者及び難病などの患者に対して地域での療養と生活を支える医療・介護などの向上の為の事業を行い、寝たきりや痴呆の状態の予防と療養を支援し、家族とともに安心して暮らせる地域社会を構築し、寄与することを目的とするとともに、その目的に資するための事業を行なう。

(変更後)

この法人は、広く一般市民に対し、「食」の大切さを伝える事業を行い、地域・世代間の交流を活性化させ地域住民の公益の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年4月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

公用パーソナルコンピュータ賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O9000シリーズ及びI S O14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年5月7日（火曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品の名称及び数量
- 公用パーソナルコンピュータ賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
- 入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間

平成25年9月1日から平成32年8月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年5月28日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年4月16日（火）から平成25年5月27日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成25年5月28日（火）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月29日（水）午前11時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for personal computers for official use
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on May 28, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext 2237)

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡東雇用開発促進地域雇用開発計画、福岡南雇用開発促進地域雇用開発計画及び福岡西雇用開発促進地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、各計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成25年4月4日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 ケイ・イー・ エス	福岡県北九州市 八幡西区東神原町3-31	飯野 一義	平成21年10月6日 福岡県知事許可 (般・特-21) 第7133号

- 1 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業
- ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）
- (2) 停止期間
平成25年4月18日から平成25年5月9日までの22日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社ケイ・イー・エスは、福岡県発注の請負契約に係る一般競争入札において、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県福岡市早良区第六支部	大原 弥寿男	富田 浩三郎	福岡市早良区次郎丸4-9-37-101	○	平成25年1月15日

(1 団体)

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
生活の党福岡県第4区総支部	古賀 敬章	折田 晶一	福津市中央1-7-18第6山田ビル	衆議院議員	○	平成25年1月24日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとう正後援会	伊藤 正	田中 孝	糟屋郡粕屋町大字仲原2582-2	平成25年1月28日
伊藤ともこと未来をつくる会	伊藤 智子	堤 あづさ	筑紫郡那珂川町片縄8-87	平成25年1月7日
大道信之後援会	大道 信之	大道 幸義	北九州市小倉北区黒住町14-28	平成25年1月7日
粕屋未来図研究所	中野 敏郎	中野 敏郎	糟屋郡粕屋町戸原346-3	平成25年1月18日
きどとしひろ後援会	安河内 国佳	今任 喬志	糟屋郡久山町大字久原3424	平成25年1月9日
とくしま真次後援会	徳島 真次	徳島 晶子	鞍手郡鞍手町小牧2079-14	平成25年1月7日
中村明仁後援会	中村 明仁	中村 哲也	田川郡赤村大字内田2205	平成25年1月17日
渕野伸雄後援会	渕野 伸雄	渕野 君子	田川郡赤村大字内田625	平成25年1月24日
民族派団体仁洋社	小路 智彰	八田 務	柳川市椿原町21-12ロイヤルグリーン柳川101	平成25年1月9日

(9 団体)

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

(1) 政党の支部

福岡県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県LPガス支部	代表者	泉 博文	寺崎 和典	平成25年1月18日	平成25年1月24日
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	会計責任者	佐々木 久之	小田 清彦	平成25年1月25日	平成25年1月28日
自由民主党福岡県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区中洲1-2-3	福岡市博多区千代4-29-15	平成25年1月15日	平成25年1月21日
	会計責任者	大谷 明治	井上 章吾		
自由民主党福岡県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区黒門6-3横山ビル2F	福岡市南区大楠1-30-21福德ビル2F	平成25年1月15日	平成25年1月21日
	会計責任者	水戸川 高士	井上 章吾		
民主党福岡県第2区総支部	会計責任者	渡辺 龍馬	矢壁 英一	平成25年1月11日	平成25年1月11日

(5団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
新しい風を起こす会	主たる事務所の所在地	筑紫郡那珂川町仲1-120-201	筑紫郡那珂川町五郎丸3-4-12	平成25年1月20日	平成25年1月28日
磯永優二後援会	会計責任者	磯永 あゆみ	古見 浩敏	平成25年1月16日	平成25年1月16日
いなとみ修二後援会	会計責任者	渡辺 龍馬	矢壁 英一	平成25年1月11日	平成25年1月11日
尾形均後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町若久町2-4-5	京都郡苅田町大字南原1636-5	平成24年9月10日	平成25年1月23日
	代表者	長尾 国広	松本 賢蔵		
鬼木誠後援会	会計責任者	水戸川 高士	鬼木 悦子	平成24年12月19日	平成25年1月25日
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成24年11月27日	

	公職の種類	衆議院議員	福岡県議会議員		
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	鬼木 誠、衆議院議員	鬼木 誠、福岡県議会議員		
北橋健治後援会	代表者	北橋 健治	日高 源市	平成25年1月17日	平成25年1月21日
久我純治後援会	会計責任者	山口 千鶴	定成 明美	平成24年10月22日	平成25年1月16日
県民を主人公に憲法をくらしに生かす福商連県民の会	代表者	岩下 幸夫	宮本 武夫	平成24年6月10日	平成25年1月29日
古賀誠筑後誠山会	主たる事務所の所在地	みやま市瀬高町上庄出口26	大牟田市有明町2丁目1-16ウドノビル4F	平成24年12月31日	平成25年1月11日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		
	公職の種類		衆議院議員		
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		古賀 誠、衆議院議員		
新開裕司後援会	会計責任者	宮田 昭雄	中村 政之	平成25年1月18日	平成25年1月18日
しんとうけいいち後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町甲仲原2-16-17	糟屋郡粕屋町大字仲原1320	平成24年9月22日	平成25年1月10日
全国産業廃棄物連合会政治連盟福岡県産業廃棄物協会福岡県地区政治連盟	会計責任者	泉 道廣	永富 秀美	平成24年4月1日	平成25年1月25日
田中哲也後援会	主たる事務所の所在地	朝倉市日向石891-1	朝倉市上秋月1425-4	平成24年12月25日	平成25年1月18日
つだ敏文後援会	主たる事務所の所在地	遠賀郡水巻町立屋敷3-13-16	遠賀郡水巻町立屋敷3丁目16-1	平成23年5月1日	平成25年1月28日
つるだ忠良後援会	会計責任者	越原 幸治	小川 正知	平成25年1月18日	平成25年1月23日
藤としひろ「一途の会」後援会	会計責任者	中原 京子	広田 繁幹	平成24年12月30日	平成25年1月4日
広方さとる後援会	政治団体の名称	広方さとる後援会	広方さとる君を励ます会	平成25年1月20日	平成25年1月22日
福岡県エルピーガス政治連盟	代表者	泉 博文	寺崎 和典	平成25年1月18日	平成25年1月24日
福岡県介護老人保健施設連盟	代表者	増田 住博	村岡 伸也	平成24年11月27日	平成25年1月11日
	会計責任者	中村 重泰	三根 浩一郎		
福岡県漁民政治連盟	代表者	佐藤 政俊	阿部 周一	平成24年8月27日	平成25年1月31日
	会計責任者	板矢 元明	中山 平和	平成24年2月22日	

福岡県農政連八女支部上陽地区	会計責任者	木下 喜之	小川 哲郎	平成24年8月29日	平成25年1月28日
福岡県理学療法士連盟	会計責任者	白石 浩	古島 譲	平成25年1月15日	平成25年1月16日
ふくおか市民政治ネットワーク・那珂川	代表者	伊藤 智子	重松 美枝子	平成25年1月7日	平成25年1月7日
	会計責任者	堤 あづさ	石橋 恭子		
藤丸至誠会	会計責任者	森田 誠一郎	黒田 益信	平成24年11月27日	平成25年1月16日
ほっと健会	代表者	日高 源市	北橋 健治	平成25年1月17日	平成25年1月21日
松山まさじと明日をつくる会	会計責任者	佐々木 久之	小田 清彦	平成25年1月25日	平成25年1月30日
宗像薬剤師連盟	会計責任者	井野 博文	井上 芳光	平成25年1月10日	平成25年1月16日
MELON九州支社社会活動委員会	代表者	川内 涼介	杉田 識文	平成25年1月16日	平成25年1月25日
	会計責任者	瀬崎 仁	川内 涼介		

(28団体)

福岡県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
池田としおみ後援会	平成24年12月28日	平成25年1月24日
岡田としみ後援会	平成24年12月30日	平成25年1月28日
公人会	平成24年12月31日	平成25年1月28日
桂川町住民会議	平成24年12月20日	平成25年1月23日
坂田仁後援会	平成24年12月1日	平成25年1月24日
しばた好輝後援会	平成24年12月25日	平成25年1月16日
税理士による古賀誠後援会	平成24年12月25日	平成25年1月22日
税理士による山崎拓後援会	平成24年12月27日	平成25年1月23日
福永よしゆき後援会	平成24年12月31日	平成25年1月21日

(9団体)

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

福岡県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の

候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
伊藤 正	粕屋町議会議員	いとう正後援会	糟屋郡粕屋町大字仲原2582-2	伊藤 正	平成25年1月28日	平成25年1月28日
伊藤 智子	那珂川町議会議員	伊藤ともこと未来をつくる会	筑紫郡那珂川町片縄8-87	伊藤 智子	平成25年1月7日	平成25年1月7日
大道 信之	北九州市議会議員	大道信之後援会	北九州市小倉北区黒住町14-28	大道 信之	平成25年1月7日	平成25年1月7日
北橋 健治	北九州市長	北橋健治後援会	北九州市八幡東区中央2-24-5 芳賀ビル402	北橋 健治	平成25年1月17日	平成25年1月21日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
鬼木 誠	衆議院議員	鬼木誠後援会	公職の種類	衆議院議員 候補者	福岡県議会議員 候補者	平成24年11月27日	平成25年1月25日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年1月1日～1月31日

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日

北橋 健治	北九州市長	ほっと健会	北橋 健治	平成25年1月17日	平成25年1月21日
古賀 誠	衆議院議員	古賀誠筑後誠山会	古賀 誠	平成24年12月31日	平成25年1月11日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、きりあけ和久後援会、福岡県農政連三潴町支部、福岡県木材産業政治連盟及び南筑後農政連の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）、平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）及び平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成24年11月福岡県選挙管理委員会告示第117号）の一部を、次のとおり改める。

平成25年4月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成21年分収支報告書の要旨中、福岡県木材産業政治連盟の項を次のとおり改める。

673 福岡県木材産業政治連盟

報告年月日	22.01.19
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,420,409円
ア 前年繰越額	406,329円
イ 本年收入額	1,014,080円
(2) 支出総額	811,930円
(3) 翌年への繰越額	608,479円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 1,014,000円 338人
カ その他の収入	80円
一件十万円未満のもの	80円
合計	1,014,080円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	324,130円
(ア) 人件費	300,000円
(エ) 事務所費	24,130円
イ 政治活動費	487,800円
(ア) 組織活動費	181,800円
(オ) 寄附・交付金	306,000円
合計	811,930円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出) 306,000円

平成22年分収支報告書の要旨中、福岡県木材産業政治連盟の項を次のとおり改める。

688 福岡県木材産業政治連盟

報告年月日	23.01.12
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,436,570円
ア 前年繰越額	608,479円
イ 本年收入額	828,091円
(2) 支出総額	587,235円
(3) 翌年への繰越額	849,335円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 828,000円 276人
カ その他の収入	91円
一件十万円未満のもの	91円
合計	828,091円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	324,235円

(ア) 人件費	300,000円
(エ) 事務所費	24,235円
イ 政治活動費	263,000円
(ア) 組織活動費	150,000円
(オ) 寄附・交付金	113,000円
合計	587,235円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	113,000円

平成23年分収支報告書の要旨中、きりあけ和久後援会の項を次のとおり改める。

167 きりあけ和久後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	桐明 和久
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議
報告年月日	24.03.26

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,422,378円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	2,422,378円
(2) 支出総額	2,347,378円
(3) 翌年への繰越額	75,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	2,422,378円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	2,422,378円
a 個人からの寄附	2,347,378円
(うち特定寄附)	2,347,378円
c 政治団体からの寄附	75,000円
合計	2,422,378円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
(特) 桐明和久	2,347,378円	八女市柳島
小計	2,347,378円	
c 政治団体からの寄附		

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県支部連合会	75,000円	福岡市博多区
小計	75,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	2,347,378円
(ア) 人件費	1,585,000円
(イ) 光熱水費	54,924円
(ウ) 備品・消耗品費	284,561円
(エ) 事務所費	422,893円
合計	2,347,378円

平成23年分収支報告書の要旨中、福岡県農政連三潞町支部の項を次のとおり改める。

635 福岡県農政連三潞町支部

報告年月日	24.01.24
-------	----------

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,105,146円
ア 前年繰越額	78,415円
イ 本年收入額	2,026,731円
(2) 支出総額	1,994,558円
(3) 翌年への繰越額	110,588円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	2,026,680円 680人
カ その他の収入		51円
一件十万円未満のもの		51円
合計		2,026,731円
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		1,994,558円
(ア) 組織活動費		1,627,908円
(エ) 調査研究費		8,600円
(オ) 寄附・交付金		357,000円

(カ) その他の経費 1,050円
 合計 1,994,558円
 平成23年分収支報告書の要旨中、福岡県木材産業政治連盟の項を次のとおり改める。

653 福岡県木材産業政治連盟

報告年月日	24.02.06
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,079,413円
ア 前年繰越額	849,335円
イ 本年収入額	230,078円
(2) 支出総額	553,680円
(3) 翌年への繰越額	525,733円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費 (金額・人数)	230,000円 164人
カ その他の収入	78円
一件十万円未満のもの	78円
合計	230,078円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	304,680円
(ア) 人件費	300,000円
(エ) 事務所費	4,680円
イ 政治活動費	249,000円
(ア) 組織活動費	136,000円
(オ) 寄附・交付金	113,000円
合計	553,680円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出) 113,000円
 平成23年分収支報告書の要旨中、南筑後農政連の項を次のとおり改める。

746 南筑後農政連

報告年月日	24.03.30
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,150,508円

ア 前年繰越額	1,835,311円
イ 本年収入額	1,315,197円
(2) 支出総額	1,168,321円
(3) 翌年への繰越額	1,982,187円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費 (金額・人数)	1,260,000円 2520人
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	40,000円
福岡県農政連	40,000円
カ その他の収入	15,197円
一件十万円未満のもの	15,197円
合計	1,315,197円
(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	1,168,321円
(ア) 組織活動費	1,033,773円
(イ) 選挙関係費	6,690円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	58,625円
a 機関紙誌の発行事業費	58,625円
(カ) その他の経費	69,233円
合計	1,168,321円

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成25年4月16日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 内場 澄夫

1 開催日時

平成25年4月23日（火）13時30分

2 開催場所

柳川市三橋町高畑271 福岡県有明海水産会館大研修室

3 案 件

- (1) 有明海の農林水産大臣管轄漁場における共同漁業、区画漁業の漁場計画について
- (2) 福岡県有明海区における共同漁業、区画漁業の漁場計画について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係者